

平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の産業活性化を促進するため、地域資源を活用し、自らとは異なる得意分野や技術を持つ事業者と連携することで、継続的な販売が見込まれる新商品開発又は持続性のある新事業創出を行おうとする事業者に対して、本市が行う支援を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 事業者 次条に規定する要件を満たす者をいう。
- (2) 新商品開発グループ 継続的な販売が見込まれる新商品の開発又は持続性のある新事業の創出を前提として他の事業者と設置する事業者グループをいう。
- (3) 会計年度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものをいう。
- (4) 専門家 中小企業診断士等の専門知識を有する者で、市長が適当と認める者をいう。

(事業者)

第3条 事業者は、地域資源並びに得意分野及び技術を活かした新商品の開発、新事業の創出、販路拡大等を企図する企業、団体又は個人事業者であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）又は平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に抵触している者、又は法令順守に係る問題を抱えている者を除く。

- (1) 1次産業に従事する者であり、平塚市内に在住している者
- (2) 平塚市内で事業を行っている個人事業者又は団体
- (3) 平塚市内在住の1次産業に従事する者が主たる構成員又は出資者となっている事業者
- (4) 平塚市内に本社、工場、支店、事業所等を有し、本市エリアを対象に営業等を行う事業者
- (5) 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は公的な試験研究機関

(新商品開発グループの設置)

第4条 事業者は、自らが構成員の代表者となり他の事業者を構成員として、新商品の開発、新事業の創出等を前提に新商品開発グループ設置届出書（第1号様式）を市長に提出することで、新商品開発グループを設置することができる。

- 2 新商品開発グループは、構成員自らが主体となり事業を推進しなければならない。
- 3 新商品開発グループの構成員を変更しようとするときは、新商品開発グループ構成員変更届出書（第2号様式）を市長へ提出しなければならない。

（新商品開発グループの解散）

第5条 事業者は、新商品開発グループ解散届出書（第3号様式）を市長に提出することで、新商品開発グループを解散することができる。

- 2 新商品開発グループを設置した日が属する会計年度の次の会計年度が終了する日が到来した時点で、市長に対して前項の提出があったものとみなす。ただし、市長に新商品開発グループの事業を継続する旨の申し出があった場合には、当該年度には前項の提出があったものとみなさず、更に次の会計年度が終了する日に提出があったものとみなす。

（支援内容）

第6条 市長は次の各号に掲げる内容について支援を行うことができる。

- (1) 新商品開発グループに不足する専門技術の確認及びそれを補う事業者の紹介
 - (2) 報道発表手段の提供
 - (3) 専門家又は研究機関等の紹介
- 2 新商品開発グループが市内で生産された農作物又は水揚げされた水産物を加工し、市内外で持続的な市場流通又は継続的な販売を目的とする場合、又は、市長が特に認める場合には前項に規定した支援に加え、市長は専門家の派遣による支援を行うことができる。

（専門家派遣申請）

第7条 前条第2項の規定に基づき市長に専門家の派遣を申請しようとする新商品開発グループ（市税を滞納しているものが代表者である新商品開発グループを除く。）は、専門家派遣申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（専門家が行う支援及び助言）

第8条 専門家は、新商品開発グループが行う新商品の開発、新事業の創出等に対して、次に掲げる業務に関する支援及び助言を行う。

- (1) コンセプト設計及びその整理に係る業務
- (2) 商品開発、成分分析、市場調査等の技術に係る業務
- (3) ホームページ、商品パッケージ、ポスター、チラシ等の広報、報道発表及びデザインに係る業務
- (4) 販路開拓、海外展開等の販路拡大に係る業務
- (5) その他新商品開発グループの目的を達成するため、特に市長が適当と認めた業務

(派遣回数及び時間)

第9条 市長は、新商品開発グループに対して予算の範囲内において5回を限度として専門家を派遣する。ただし、専門家の派遣に対して費用が発生しない場合又は市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 専門家の派遣の時間は1回につき2時間以内とする。ただし、専門家の派遣に対して費用が発生しない場合又は市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(派遣の決定)

第10条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、その結果を専門家派遣決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知する。

(派遣決定の取消し)

第11条 市長は、専門家の派遣を決定した新商品開発グループが、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他の不正の手段により派遣の決定を受けたとき
- (3) 専門家の派遣の実施が著しく困難な状況になったと判断されるとき

2 市長は、前項により決定を取り消したときは、その理由を併せて当該申請者に通知する。

(事業報告)

第12条 新商品開発グループは、専門家の派遣による支援が終了した日から起算し30日又はその日が属する会計年度が終了する日のいずれか早い日を期日として、専門家派遣結果報告書(第6号様式)により市長に報告するものとする。ただし、専門家の派遣に対して費用が発生しない場合は、支援の内容がわかる議事録等でこれを替えることができる。

2 専門家は、新商品開発グループに派遣された日から起算し30日又はその日が属する会計年度が終了する日のいずれか早い日を期日として、専門家派遣支援内容報告書(第7号様式)により、都度、市長に報告するものとする。ただし、専門家の派遣に対して費用が発生しない場合はこの限りではない。

(効果の把握)

第13条 市長は、専門家の派遣が終了した後、一定の期間を経て、支援内容及びその効果について把握するために、新商品開発グループの構成員に対して説明を求めることができる。

2 前項の調査に対して新商品開発グループの構成員は誠実に対応しなければならない。なお、新商品開発グループの解散後も同様とする。

(費用の負担)

第14条 市長は、派遣した専門家から専門家派遣支援内容報告書(第7号様式)が提出され、内容を審査し適当と認めたとき、派遣した専門家に対して謝金を払うものとする。なお、この謝金は、派遣1回につき交通費等の間接経費を含め2万円を限度とする。

(専門家の守秘義務)

第15条 専門家は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日に施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

（新商品開発グループの代表者）

名 称

代表者職氏名

新商品開発グループ設置届出書

次のとおり、新商品開発グループを設置いたしますので、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 新商品開発グループ

（1） 新商品開発グループ名称

（2） 新商品開発グループを設置した経緯及び理由

（3） 新商品開発グループを設置することにより生じる付加価値

（4） 事業概要

（5） 想定する顧客層・ターゲット層

（6） 新商品開発が本市産業にもたらすことが期待される効果

(7) 事業を進めるうえで想定される課題とその具体的な内容

--

2 構成員代表者

事業者名称	
所在地	
担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

3 代表者を含む構成員

事業者名称	業種	役割・技術	所在地

4 事業スケジュール

年	月	内容

以 上

第 2 号様式（第 4 条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

（新商品開発グループの代表者）

名 称

代表者職氏名

新商品開発グループ構成員変更届出書

次のとおり、構成員が変更となりましたので、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 4 条第 3 項の規定により報告します。

記

1 新商品開発グループ名称

2 変更後の構成員

事業者名称	業種	役割・技術	所在地

3 構成員が変更となった理由

以 上

第 3 号様式（第 5 条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

（新商品開発グループの代表者）

名 称

代表者職氏名

新商品開発グループ解散届出書

次のとおり、新商品開発グループを解散することとなりましたので、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 5 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 新商品開発グループ名称

2 解散日 年（ 年） 月 日

3 解散理由

4 新商品又は新事業の現状・今後の見通し

以 上

第4号様式（第7条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

（新商品開発グループの代表者）

名 称

代表者職氏名

専門家派遣申請書

次のとおり、専門家の派遣を受けたいので、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第7条の規定により申請します。

なお、この申請に当たり、申請日現在、市税の滞納はありません。また、市税に係る納税状況について、この専門家派遣に関するものに限り確認することに同意します。

記

1 新商品開発グループ名称

2 支援・相談内容

（1） コンセプト設計及びその整理に係る業務

ア 専門家の派遣希望

専門家の派遣	理由
☐ 派遣を希望する	
☐ 派遣を希望しない	

イ 派遣を希望する場合の具体的な相談内容

ウ 専門家派遣を希望する時期

年 月 日 ～ 年 月 日

（2） 商品開発、成分分析、市場調査等の技術に係る業務

ア 専門家の派遣希望

専門家の派遣	理由
☐ 派遣を希望する	
☐ 派遣を希望しない	

イ 派遣を希望する場合の具体的な相談内容

--

ウ 専門家派遣を希望する時期

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

- (3) ホームページ、商品パッケージ、ポスター、チラシ等の広報、報道発表及びデザインに係る業務

ア 専門家の派遣希望

専門家の派遣	理由
☐ 派遣を希望する	
☐ 派遣を希望しない	

イ 派遣を希望する場合の具体的な相談内容

--

ウ 専門家派遣を希望する時期

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

- (4) 販路開拓、海外展開等の販路拡大に係る業務

ア 専門家の派遣希望

専門家の派遣	理由
☐ 派遣を希望する	
☐ 派遣を希望しない	

イ 派遣を希望する場合の具体的な相談内容

--

ウ 専門家派遣を希望する時期

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

- (5) その他

ア 専門家の派遣希望

専門家の派遣	理由
☐ 派遣を希望する	
☐ 派遣を希望しない	

イ 派遣を希望する場合の具体的な相談内容

--

ウ 専門家派遣を希望する時期

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

3 専門家の派遣に関する連絡先

事業者名称	
所在地	
担当者所属部署職氏名	
電話番号	
メールアドレス	

以 上

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

平 第 号
年（ 年） 月 日

新商品開発グループの代表者事業者名称
代表者職氏名 様

平塚市長

専門家派遣決定通知書

年 月 日付けで申請いただいた専門家派遣について、次のとおり決定したので、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

- 1 新商品開発グループ名称
- 2 決定の内容 ☐ 派遣する / ☐ 派遣しない
- 3 派遣専門家
- 4 派遣日時及び派遣場所
- 5 支援内容
- 6 条件
- 7 その他（派遣しないことを決定した場合はその理由）

以 上

問合せ先

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

（新商品開発グループの代表者）

名 称

代表者職氏名

専門家派遣結果報告書

年 月 日付け 平 第 号で派遣決定を受け実施した内容について、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 新商品開発グループ名称

--

2 実施情報

	実施日時	実施場所	専門家職氏名
第 1 回	年 月 日（ ）		
第 2 回	年 月 日（ ）		
第 3 回	年 月 日（ ）		
第 4 回	年 月 日（ ）		
第 5 回	年 月 日（ ）		

3 専門家の助言又は支援内容の概要

--

4 派遣を受けたことによる効果及び今後の取組方針

--

以 上

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年（ 年） 月 日

（提出先）

平塚市長

派遣された専門家の職氏名

専門家派遣支援内容報告書

年 月 日付け 平 第 号で派遣依頼を受け支援及び助言を実施した内容について、平塚市産業間連携による新商品開発支援要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 新商品開発グループ名称

2 実施日時及び実施場所

3 助言又は支援内容

- （1） 業務の概要
- （2） 具体的な相談内容

4 専門的知見から考える新商品開発グループが抱える課題及び解決策

5 総評

--

以 上